

平成24年3月19日
予防予第10号

事務担当者各位

北はりま消防組合
消防本部消防部予防課長

排煙設備の設置を要する防火対象物における防煙区画の取扱いについて（通知）

消防法施行令第28条に規定する排煙設備の設置を要する防火対象物の防煙区画の取扱いについて、次のとおり運用を図るものとする。

記

- 1 次に掲げる防火対象物の部分（以下「小区画」という。）は、隣接する防煙区画の一部をなすものとして取り扱う。この場合、当該小区画を含めた1の防煙区画の床面積は、消防法施行規則第30条第1号に規定する床面積以下とすること。
 - (1) 機械室、ポンプ室、冷凍機械室、エレベーターの機械室その他これらに類する室の用途に供されるもので、床面積が100㎡以下のもの
 - (2) 非常電源を付置した換気設備の設けられている変電室、発電室又は蓄電池室
 - (3) 階段室又はエスカレーター室
 - (4) 浴室、シャワー室、洗面所、便所その他これらに類する場所
 - (5) エレベーターの昇降路、リネンシュート、パイプダクトその他これらに類する部分